

墨田区道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例（案）概要

1 改正理由

固定資産税評価額を算定基礎とする道路占用料について、固定資産税に係る平成30年度の固定資産の評価替えに伴い、道路占用料を改正する。

2 改正内容

占 用 物 件		単 位	現 行	改正案		
法第32条第1項第1号に掲げる工作物	第1種電柱	1本につき 1年	6,930円	7,970円		
	第2種電柱		10,600円	12,200円		
	第3種電柱		14,300円	16,500円		
	第1種電話柱		5,370円	6,440円		
	第2種電話柱		8,680円	10,400円		
	第3種電話柱		11,900円	14,200円		
	その他の柱類		610円	710円		
	共架電線その他上空に設ける線類	長さ1mにつき 1年	61円	71円		
	地下に設ける電線その他の線類		37円	42円		
	路上に設ける変圧器	1個につき 1年	6,060円	6,980円		
	地下に設ける変圧器	占用面積1㎡につき 1年	3,710円	4,270円		
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個につき 1年	12,300円	14,200円		
	広告塔	表示面積1㎡につき 1年	18,300円	20,300円		
	その他のもの	占用面積1㎡につき 1年	12,300円	14,200円		
法第32条第1項第2号に掲げる物件	外径が0.04m未満のもの	長さ1mにつき 1年	140円	160円		
	外径が0.04m以上0.07m未満のもの		260円	290円		
	外径が0.07m以上0.1m未満のもの		370円	420円		
	外径が0.1m以上0.15m未満のもの		550円	640円		
	外径が0.15m以上0.2m未満のもの		740円	850円		
	外径が0.2m以上0.3m未満のもの		1,110円	1,280円		
	外径が0.3m以上0.4m未満のもの		1,480円	1,700円		
	外径が0.4m以上0.7m未満のもの		2,600円	2,990円		
	外径が0.7m以上1.0m未満のもの		3,710円	4,270円		
外径が1.0m以上のもの	7,430円	8,540円				
法第32条第1項第3号に掲げる施設	占用面積1㎡につき 1年	10,400円	12,400円			
法第32条第1項第4号に掲げる施設	占用面積1㎡につき 1年	12,300円	14,200円			
法第32条第1項第5号に掲げる施設	地下街及び地下室	階数が1のもの	A×0.004	現行どおり		
					階数が2のもの	
					階数が3以上のもの	
	上空に設ける通路	占用面積1㎡につき 1年			9,180円	10,100円
					地下に設ける通路	5,510円
その他のもの		8,190円	9,060円			
法第32条第1項第6号に掲げる施設	祭礼、縁日等の際し、一時的に設けるもの	占用面積1㎡につき 1日	180円	200円		
	商品置場その他これに類するもの	占用面積1㎡につき 1年	18,300円	20,300円		
令第7条第1号に掲げる物件	看板(アーチ式であるものを除く。)	表示面積1㎡につき 1年	18,300円	20,300円		
	標識	1本につき 1年	9,900円	11,300円		
	旗ざお及び幕	祭礼、縁日等の際し、一時的に設けるもの	占用面積1㎡又は1本につき 1日	180円	200円	
		その他のもの	占用面積1㎡又は1本につき 1年	18,300円	20,300円	
	アーチ式工作物	車道を横断するもの	1基につき 1年	183,700円	203,300円	
その他のもの	91,800円	101,600円				
令第7条第2号に掲げる工作物	占用面積1㎡につき 1年	12,300円	14,200円			
令第7条第3号に掲げる施設	占用面積1㎡につき 1年	A×0.024	現行どおり			

令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料置場	板囲、足場その他の工事用施設及び工事用材料置場		占有面積1㎡につき 1年	18,300円	20,300円		
	危険防止施設			6,000円	7,200円		
	詰所			18,300円	20,300円		
令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる仮設収容施設			占有面積1㎡につき 1年	12,300円	14,200円		
令第7条第8号に掲げる施設（高速自動車国道及び自動車専用道路以外の道路に係るものを除く。）	上空、トンネルの上又は高架の道路の路面下（当該路面下の地下を除く。）に設けるもの	階数が1のもの	占有面積1㎡につき 1年	A×0.006	現行どおり		
		階数が2のもの		A×0.008			
		階数が3のもの		A×0.011			
		階数が4以上のもの		A×0.012			
	地下（トンネルの上の地下を除く。）に設けるもの	階数が1のもの		[新設]	A×0.004		
		階数が2のもの		[新設]	A×0.006		
		階数が3以上のもの		[新設]	A×0.007		
	その他のもの			A×0.024	現行どおり		
	令第7条第9号に掲げる施設並びに同条第10号に掲げる施設及び自動車駐車場（同号ロに掲げる道路に係るものを除く。）	建築物		階数が1のもの	占有面積1㎡につき 1年	A×0.006	現行どおり
				階数が2のもの		A×0.008	
階数が3のもの			A×0.011				
階数が4以上のもの			A×0.012				
その他のもの		A×0.006					
令第7条第11号に掲げる応急仮設建築物	上空、トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの	階数が1のもの	占有面積1㎡につき 1年	A×0.006	現行どおり		
		階数が2のもの		A×0.008			
		階数が3のもの		A×0.011			
		階数が4以上のもの		A×0.012			
	その他のもの			A×0.024			
令第7条第12号に掲げる器具			占有面積1㎡につき 1年	A×0.024	現行どおり		
令第7条第13号に掲げる施設	上空、トンネルの上又は高速自動車国道若しくは自動車専用道路（高架のものに限る。）の路面下に設けるもの	階数が1のもの	占有面積1㎡につき 1年	A×0.006	現行どおり		
		階数が2のもの		A×0.008			
		階数が3のもの		A×0.011			
		階数が4以上のもの		A×0.012			
	その他のもの			A×0.024			

※ 「法」は道路法を、「令」は道路法施行令をいう。

※ Aは、近傍類似の土地の時価を表す。

3 施行期日

本年4月1日